

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)



(1/25,000)

様式-1(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

I-1275

箇所名

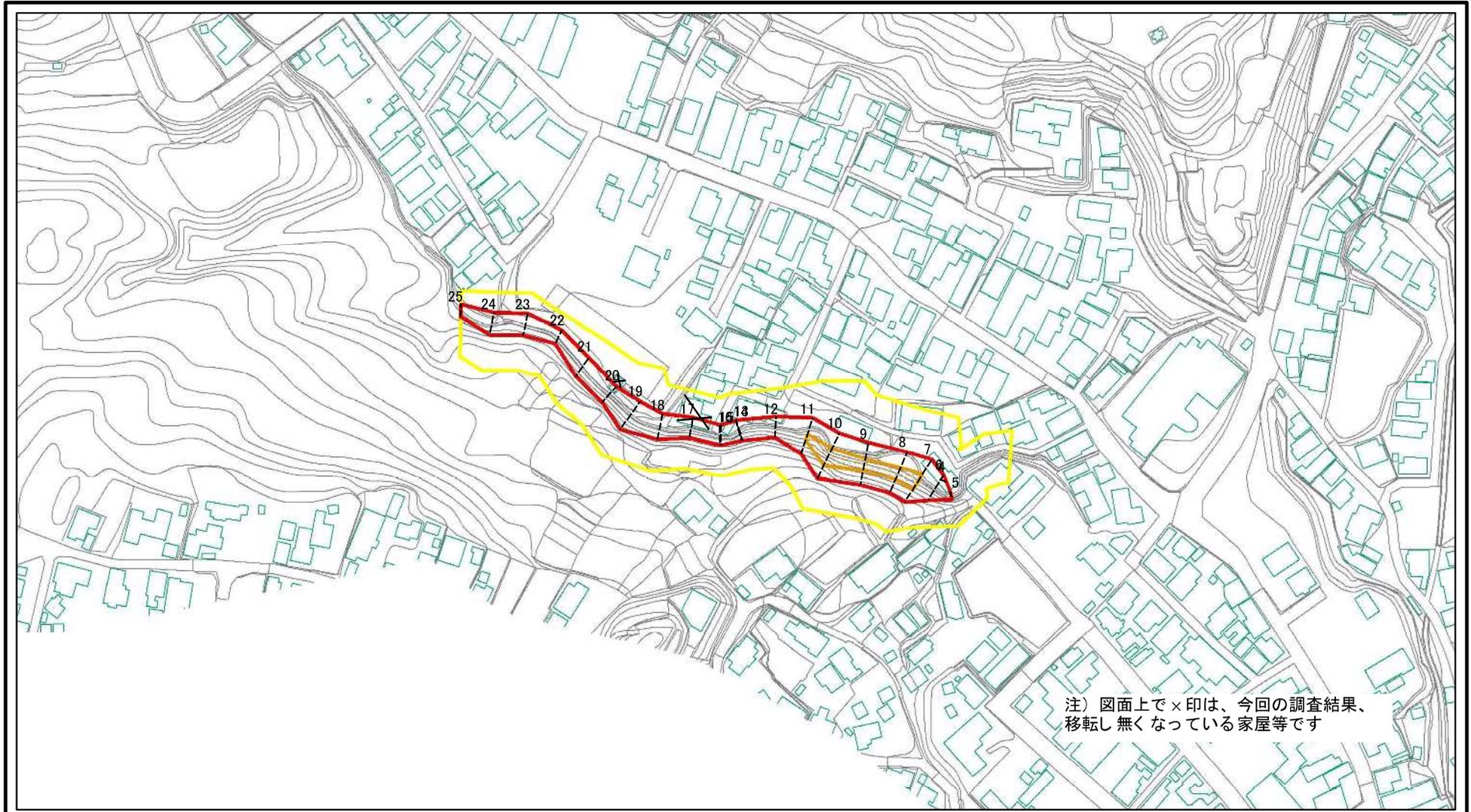
小沢田1号

所在地

秋田県男鹿市船川港船川字小沢田及び片田

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25,000及び電子地形図200,000を複製したものである。(承認番号R2JHf649)

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)

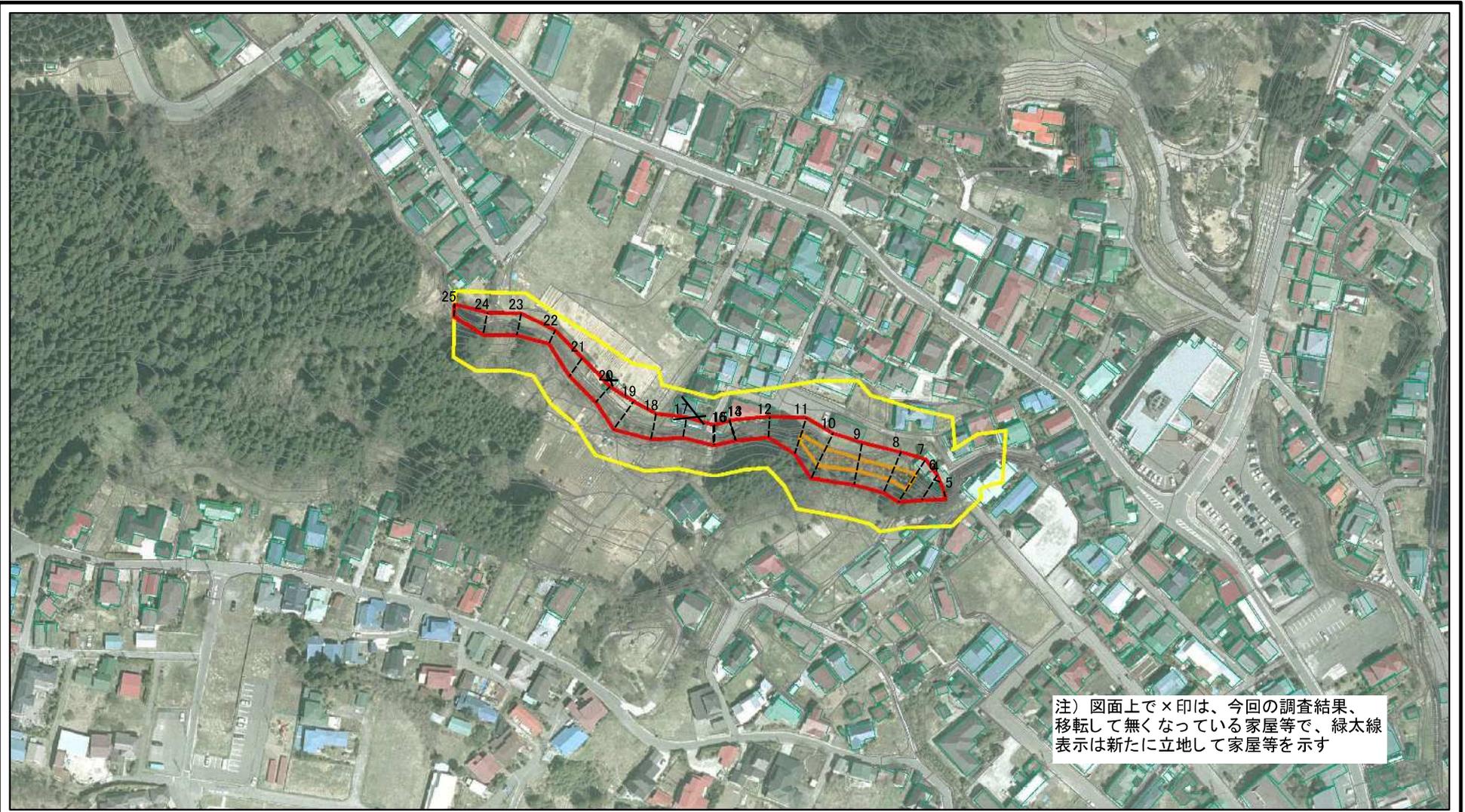


0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1275	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第56号	箇所名	小沢田1号	
	土砂等の移動の高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	令和4年2月15日	所在地	秋田県男鹿市船川港船川字小沢田及び片田	
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域							
	それ以外の区域							

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)

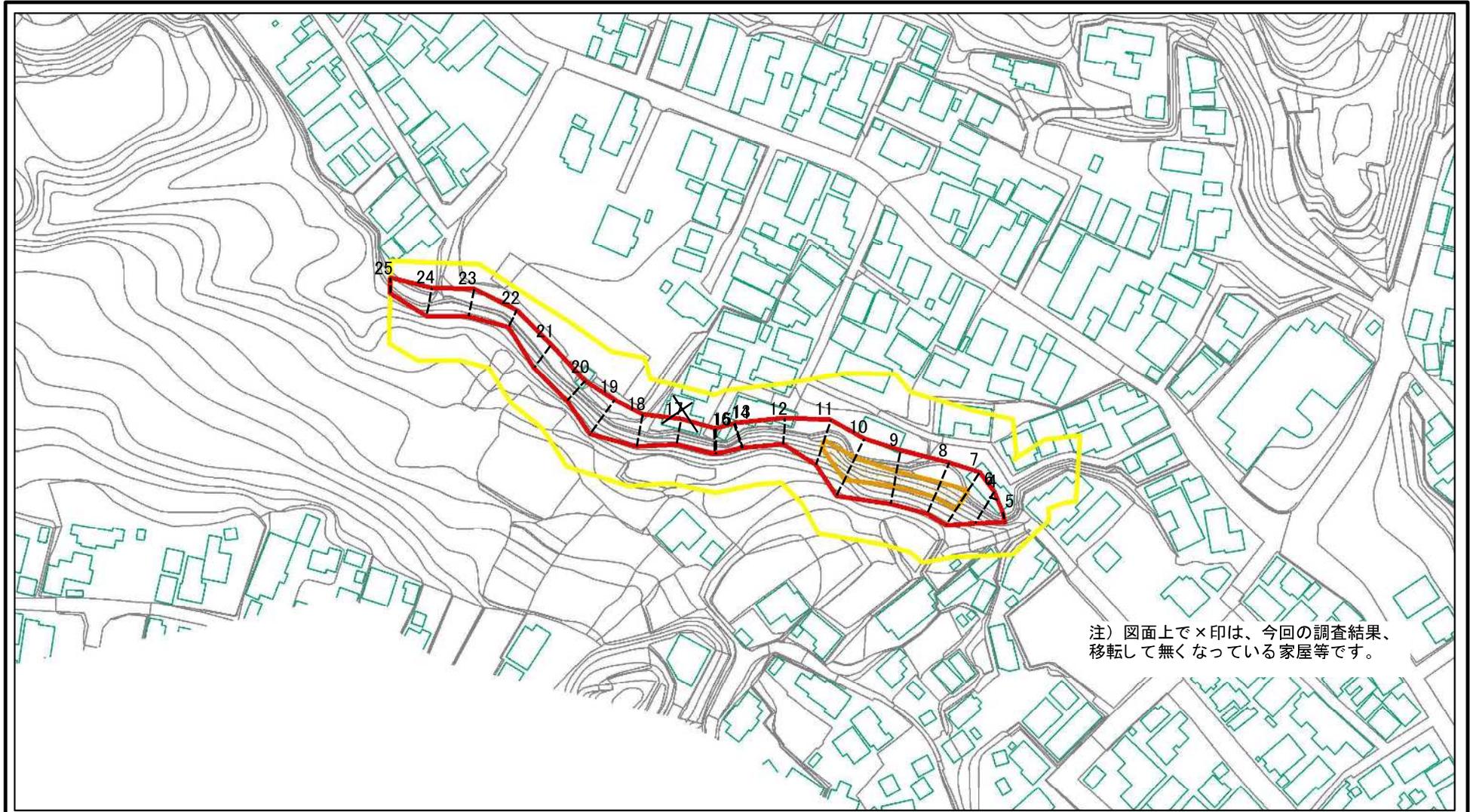


0 25 50 100
m

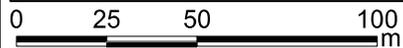
図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1275
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第56号	箇所名	小沢田1号
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	令和4年2月15日	所在地	秋田県鹿角市船川港船川宇小沢田及び片田
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
	それ以外の区域						

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



注) 図面上で×印は、今回の調査結果、
移転して無くなっている家屋等です。



図中の数字は横断測線番号を示す

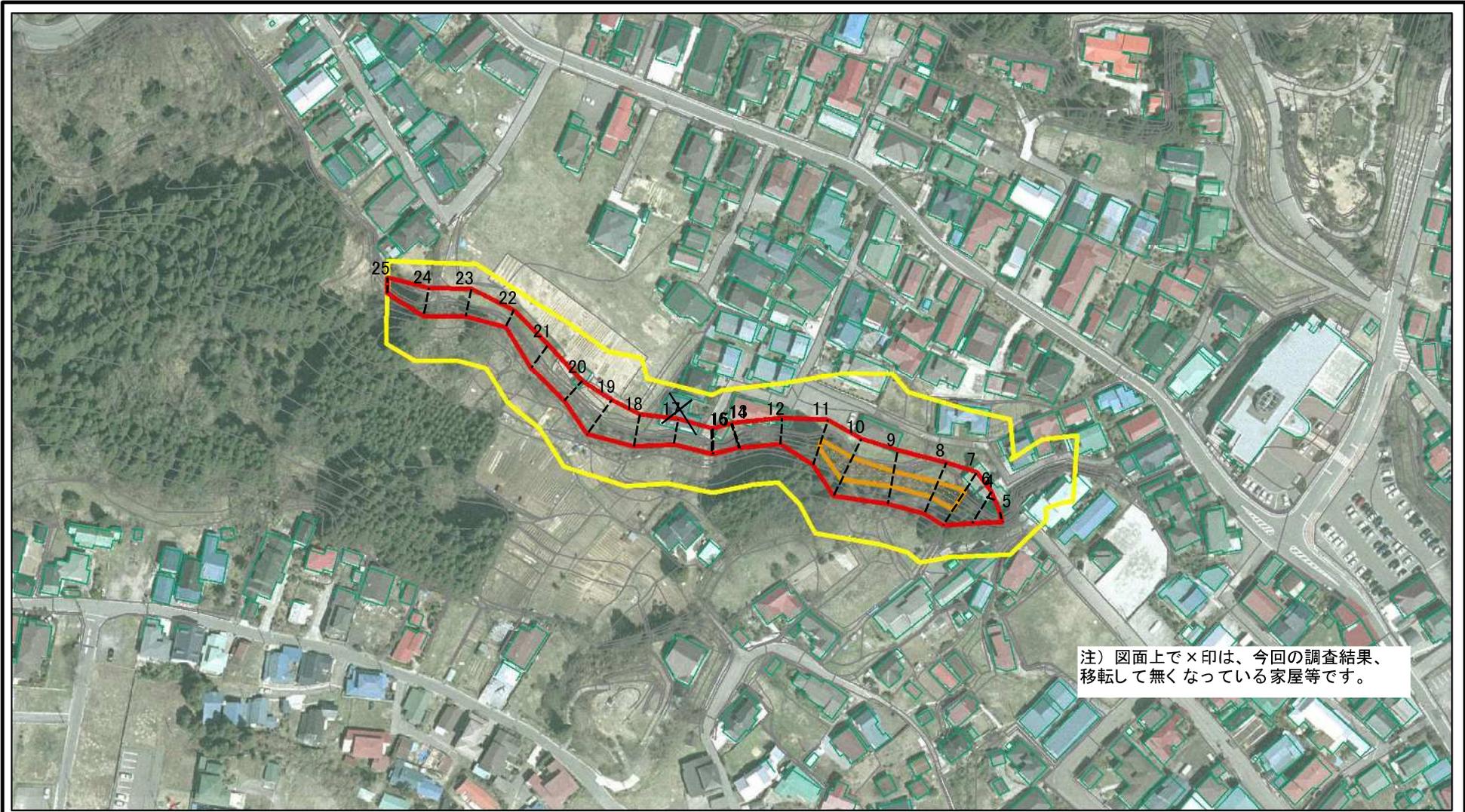
様式-2-1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	
土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、 土砂等の移動による力が100kN/m ² を超える区域	
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域	

	N
	縮尺
	1:2,000

自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1275
告示番号	第56号	箇所名	小沢田1号
告示年月日	令和4年2月15日	所在地	秋田県鹿角市船川港船川字小沢田及び片田

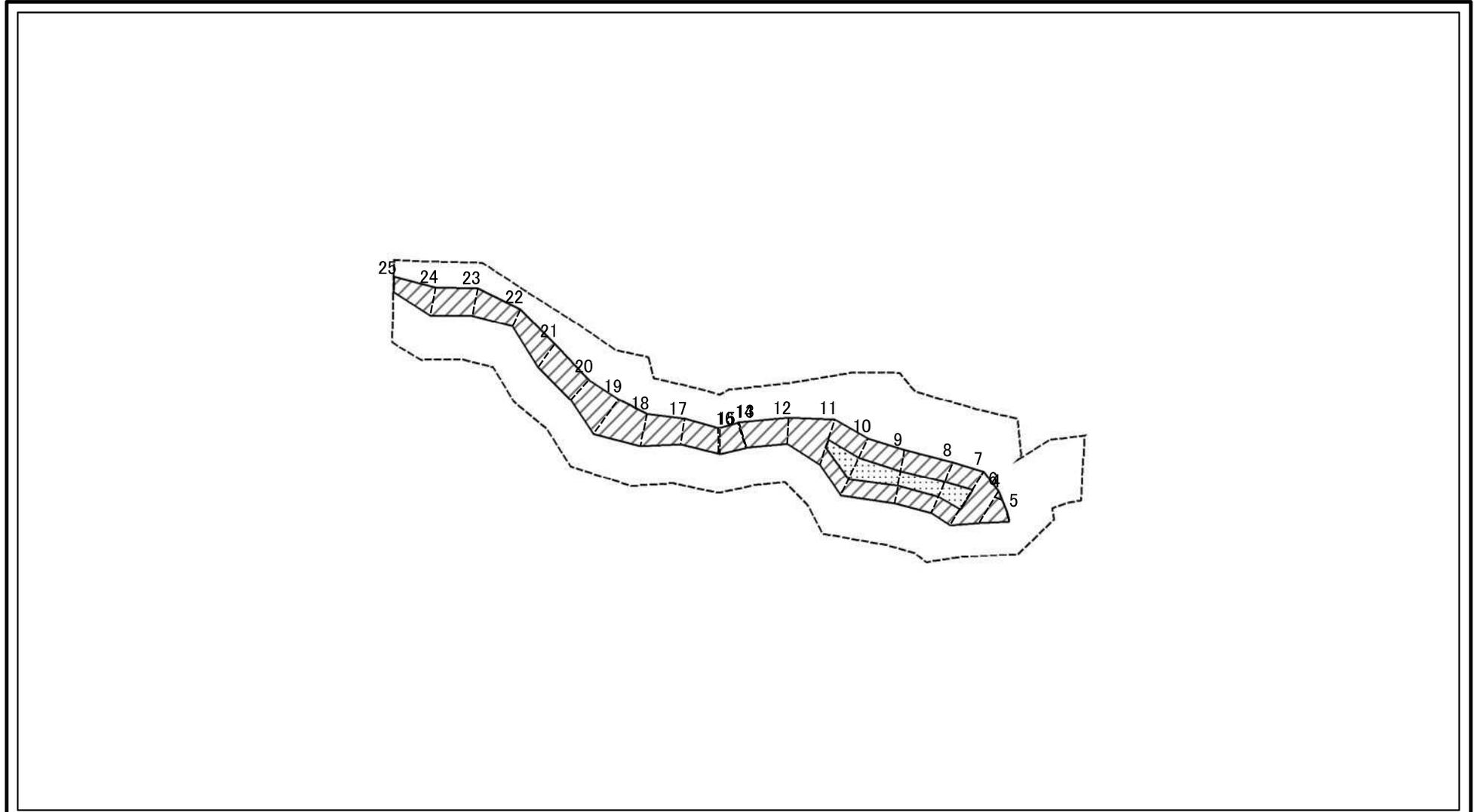
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1275
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	 		告示番号	第56号	箇所名	小沢田1号
	それ以外の区域			告示年月日	令和4年2月15日	所在地	秋田県鹿角市船川港船川字小沢田及び片田

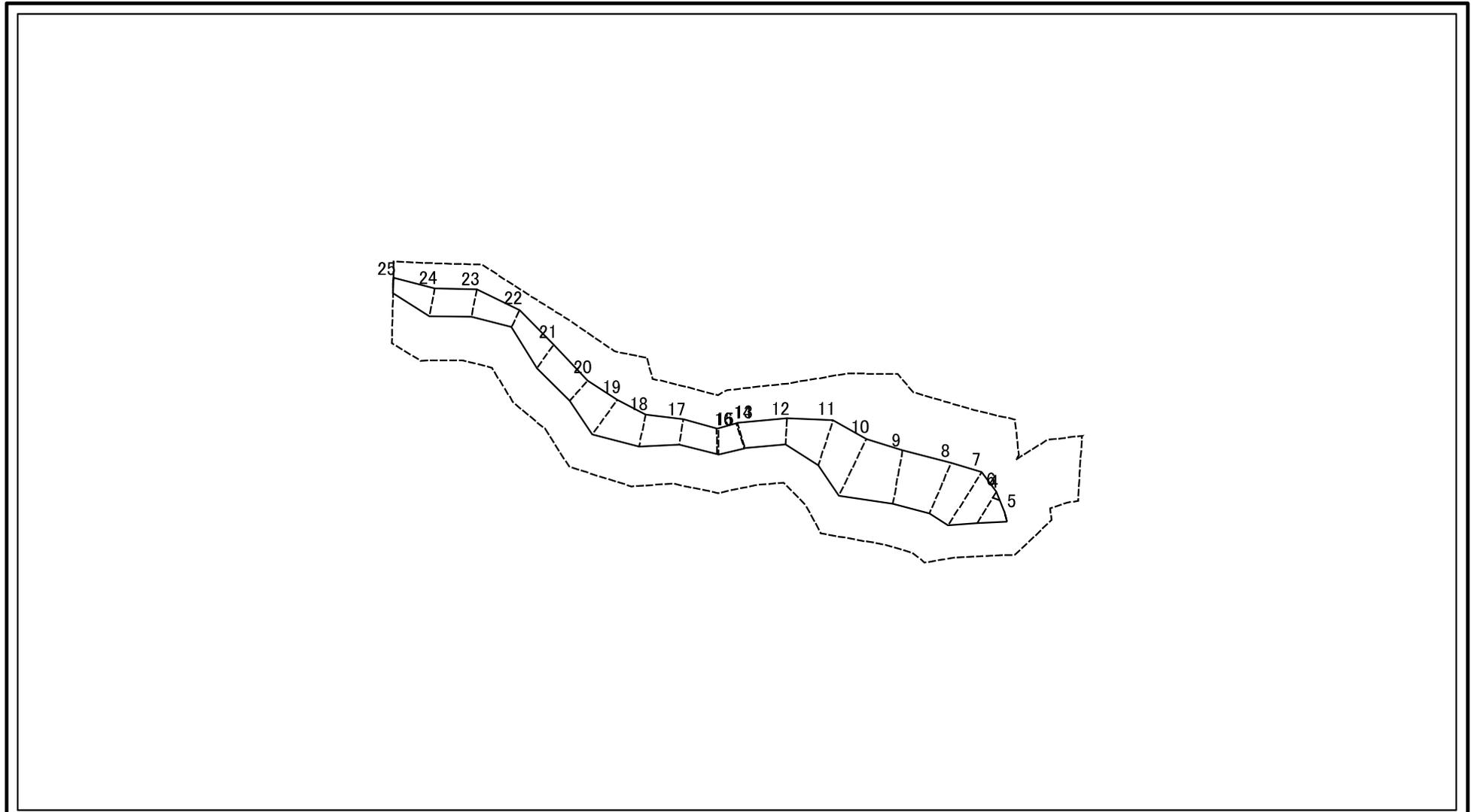
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1275
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第56号	箇所名	小沢田1号
	それ以外の区域		告示年月日	令和4年2月15日	所在地	秋田県鹿角市船川港船川 字小沢田及び片田	

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1275
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	第56号	箇所名	小沢田1号
		それ以外の区域			告示年月日	令和4年2月15日	所在地	秋田県鹿角市船川港船川 字小沢田及び片田

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)(案)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
2 ~ 3	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
3 ~ 4									~								
4 ~ 5									~								
5 ~ 6									~								
6 ~ 7									~								
7 ~ 8	125.14	1.00	100.00	1.00	-	-	13.27	2.53	~								
8 ~ 9	119.58	1.00	100.00	1.00	-	-	13.63	2.60	~								
9 ~ 10	128.07	1.00	100.00	1.00	-	-	13.66	2.60	~								
10 ~ 11	128.07	1.00	100.00	1.00	-	-	13.66	2.60	~								
11 ~ 12	-	-	100.00	1.00	-	-	12.43	2.37	~								
12 ~ 13	-	-	76.31	1.00	-	-	11.34	2.16	~								
13 ~ 14	-	-	76.31	1.00	-	-	11.31	2.16	~								
14 ~ 15	-	-	75.22	1.00	-	-	11.31	2.16	~								
15 ~ 16	-	-	75.27	1.00	-	-	11.25	2.14	~								
16 ~ 17	-	-	76.88	1.00	-	-	11.22	2.14	~								
17 ~ 18	-	-	89.46	1.00	-	-	13.06	2.49	~								
18 ~ 19	-	-	100.00	1.00	-	-	13.34	2.54	~								
19 ~ 20	-	-	100.00	1.00	-	-	14.49	2.76	~								
20 ~ 21	-	-	84.35	1.00	-	-	14.49	2.76	~								
21 ~ 22	-	-	84.35	1.00	-	-	10.12	1.93	~								
22 ~ 23	-	-	82.91	1.00	-	-	9.40	1.79	~								
23 ~ 24	-	-	83.40	1.00	-	-	9.40	1.79	~								
24 ~ 25	-	-	83.40	1.00	-	-	9.28	1.77	~								
~									~								
~									~								

様式-3(急)	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1275
	告示番号	第56号	箇所名	小沢田1号
	告示年月日	令和4年2月15日	所在地	秋田県男鹿市船川港船川字小沢田及び片田

建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項